

- 問 11 DV被害者に係る子であって、住民基本台帳上の世帯主がDV被害者の配偶者のままとされている場合について、当該世帯主に支給するのですか。
- 問 12 所得制限を設けた場合、その基準を平成21年所得（平成21年1月1日～同年12月31までの所得）としている理由は何ですか。
また、市町村の判断により平成20年所得を所得制限の基準とすることは可能ですか。
- 問 13 所得制限は、あくまで世帯主の所得で判定し、世帯主以外の所得は勘案しないということでもいいですか。
- 問 14 所得制限を設けない場合であっても、国の交付金は給付費全額について交付されますか。
- 問 15 仮に年度内に支給が完了しない場合であっても、支給対象となる子の範囲に変更はありませんか。

【申請及び支給】

- 問 1 支給申請の受付開始は平成20年度内でなければならないのですか。
- 問 2 平成20年度内から申請を受け付けたとしても、実際の支給は平成21年度となっても構いませんか。
- 問 3 支給申請を郵送で受け付けることも可能ですか。
- 問 4 児童手当を受給している方については、児童手当に係る受給者台帳を活用し、申請を求めずに支給することも可能ですか。
- 問 5 事前に世帯主あてに通知を行う必要がありますか。
- 問 6 支給事務において、児童手当・国民健康保険等のデータを使用することは可能ですか。
- 問 7 振り込み口座は世帯主の口座に限定されますか。口座が本人名義であることの確認は必要ですか。

【その他】

- 問 1 子育て応援特別手当は課税されますか。
- 問 2 子育て応援特別手当は、生活保護の収入として認定されますか。
- 問 3 事務効率、住民利便の観点から、案内、申請書、支払いを定額給付金と一体的に処理することは可能ですか。

【総論】

問1 子育て応援特別手当の目的及び効果は何ですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、第二子以降の児童について、一人あたり3.6万円を支給するものです。

これにより、子育てを行う家庭における生活安心の確保に資するものと考えています。

問2 子育て応援特別手当に用途の限定はあるのですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものであるため、子育てに係る費用に充てられることを想定していますが、法令上、その用途について制限が設けられているわけではありません。

問3 市町村が行う子育て応援特別手当の法的性格は何ですか。

(答)

市町村からの贈与です。

問4 子育て応援特別手当の実施にあたり、市町村において条例等を整備する必要がありますか。

(答)

地域振興券の際と同様、要綱の制定をお願いします。

問5 子育て応援特別手当の支給に関し、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。

(答)

子育て応援特別手当の支給に係る事務は市町村の自治事務であり、当該事務に住民基本台帳を活用することができる根拠は、住民基本台帳法第1条となります。

問6 児童手当においては、公務員の子については、各所属庁の長が支給事務を行っていますが、子育て応援特別手当については、公務員の子についても市町村が支給するのですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問7 子育て応援特別手当の支給対象となる子を小学校就学前3年間の子に限定した理由は何ですか。

(答)

今般の子育て応援特別手当については、

- ・ 一般に、就労家庭か否かに関わらず、保育所又は幼稚園に子供が共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること
- ・ 0～2歳の子については、別途、児童手当制度において乳幼児加算（一律5千円を加算）が行われていること

などを総合的に勘案し、その支給対象となる子を小学校就学前3年間としたところです。

問8 子育て応援特別手当の金額を3.6万円とした根拠は何ですか。

(答)

支給額については、住民税非課税世帯の保育所の自己負担額の基準等を勘案して設定したものです。

問9 子育て応援特別手当は、平成20年度限りの措置なのですか。

(答)

今般の子育て応援特別手当は、「生活対策」の中で平成20年度の緊急措置として支給することとされたものであり、平成20年度限りの措置として位置付けられています。

【支給対象者】

問1 支給対象者の決定に係る基準日を平成21年2月1日とする理由は何ですか。

(答)

支給対象となる方の住民基本台帳からの抽出と支給申請までの間に住所地の異動が起こる可能性があることから、その期間をできるだけ短縮することを考慮して設定したものです。

問2 支給対象者を住基上の世帯主としたのはなぜですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものであること、市町村において住民基本台帳から把握することが可能であり、支給に係る事務負担の軽減となること等を総合的に勘案して決定したものです。

問3 第2子以降を把握する場合に、第1子を18歳以下からカウントすることとしたのはなぜですか。

(答)

今般の子育て応援特別手当は、多子世帯の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものですが、ほとんどの子が高校まで進学するという状況に鑑みれば、一般的に18歳に到達する年の年度末までは当該児童に稼得能力があるとは言えないことから、その手当の性格に鑑み、第2子以降の判定については、

- ① 18歳以下とし、
- ② 18歳以下の子とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としたものです。

問4 第1子が5歳、第2子が2歳の場合、支給対象となりますか。また、第1子が5歳、第2子が4歳の場合は2人が支給対象となりますか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものであり、

- ・ 一般に、就労家庭か否かに関わらず、保育所又は幼稚園に子供が共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること
- ・ 0～2歳の子については、別途、児童手当制度において乳幼児加算（月5千円）が行われていること

などを総合的に勘案し、その支給対象となる子を小学校就学前3年間としたところです。

このようなことから、前者の例については、支給対象となりません。後者の例については、第2子である1人が支給対象となります。

問5 第1子が20歳、第2子が12歳、第3子が5歳の場合、支給対象となりますか。

(答)

第2子以降の判定については、18歳以下とし、18歳以下の子とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としていることから、子育て応援特別手当の支給に関しては、18歳以下のうち2番目の子である第3子の子が支給対象となります。

問6 支給対象年齢の双子がいる場合、第2子だけが支給対象となるということですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問7 世帯主が子の親でない場合も世帯主に支給するのですか。

(答)

子育て応援特別手当の支給については、対象世帯について子の監護の事実の認定を行うことは、過大な事務負担が生じかねないことから、市町村における事務処理を勘案し、子の親か否かにかかわらず、世帯主に支給することとしています。

問8 住民基本台帳において1世帯であれば、事実上、2つの世帯がある場合であっても、あくまで住民基本台帳の情報に基づき支給するのですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問9 住民基本台帳上、親は国内にいるものの、子が海外にいる場合は支給対象となりますか。

(答)

支給対象となる子は支給対象者である世帯主と同一世帯である必要があり、ご指摘のようなケースは支給されません。

問10 第1子が学校の寄宿舎に入舎しており、子育て応援特別手当の支給要件は満たすものの、住民基本台帳上は当該子の親の世帯に1子しか子がいないと表記されている場合は、支給対象となりますか。

(答)

子育て応援特別手当については、住民基本台帳の情報をもとに支給することを原則としていますが、ご指摘のような事例については、現に支給対象となりうる児童が世帯内にもかかわらず支給対象としないことは適切でないと考えられることから、医療保険の被扶養者に係る被保険者証の写し等を添付して申請していただき、扶養の事実を確認することで、支給対象とすることとしています。

問 11 DV被害者に係る子であって、住民基本台帳上の世帯主がDV被害者の配偶者のままとなっている場合について、当該世帯主に支給するのですか。

(答)

子育て応援特別手当については、市町村の事務負担を軽減し、早期に実施するという観点から、できる限りシンプルな仕組みとするために、基準日時点における住民基本台帳の記録をベースに給付を行うこととしています。

DV被害者で別居している方については、加害者である配偶者等による住民基本台帳の写しの閲覧や住民票の写しの交付等が制限される支援措置を活用し、実際に居住する住所において住民登録をしていただくことを想定しています。

問 12 所得制限を設けた場合、その基準を平成21年所得（平成21年1月1日～同年12月31日までの所得）としている理由は何ですか。

また、市町村の判断により平成20年所得を所得制限の基準とすることは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当の支給は、平成21年に行われることから、仮に、各市町村において所得制限を設ける場合の基準となる所得については、平成21年の所得としたものです。各市町村において、所得制限の基準を変更することは想定しておりません。

問 13 所得制限は、あくまで世帯主の所得で判定し、世帯主以外の所得は勘案しないということでもいいですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問 14 所得制限を設けない場合であっても、国の交付金は給付費全額について交付されますか。

(答)

交付されます。

問 15 仮に年度内に支給が完了しない場合であっても、支給対象となる子の範囲に変更はありませんか。

(答)

変更は予定していません。

【申請及び支給】

問1 支給申請の受付開始は平成20年度内でなければならないのですか。

(答)

市町村には、可能な限り、年度内の支給開始を目指していただきたいと思います。最終的には各市町村の御判断によることとなります。

問2 平成20年度内から申請を受け付けたとしても、実際の支給は平成21年度となっても構いませんか。

(答)

市町村には、可能な限り、年度内の支給開始を目指していただきたいと思います。最終的には各市町村の御判断によることとなります。

問3 支給申請を郵送で受け付けることも可能ですか。

(答)

可能ですが、適切な本人確認、二重支給の防止が確保できることが必要となります。

問4 児童手当を受給している方については、児童手当に係る受給者台帳を活用し、申請を求めずに支給することも可能ですか。

(答)

本人の受領の意思を確認するため、また、児童手当の受給者台帳を本人の同意なく活用することは、目的外使用となることから、子育て応援特別手当の支給においては申請をしていただくことを想定しております。

問5 事前に世帯主あてに通知を行う必要がありますか。

(答)

住民基本台帳から抽出した情報に基づき子育て応援特別手当の支給対象となる世帯主に事前に通知する方法、定額給付金の案内に同封する形で市町村内の全世帯にお知らせする方法、広報、保育所・幼稚園等を通じた周知を行う方法などから、各市町村が効率的である各種の方策を選択していただくことを想定しています。

問6 支給事務において、児童手当・国民健康保険等のデータを使用することは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当の申請時において、市町村が保有する公簿の確認について同意をいただくことで参照が可能です。

問7 振り込み口座は世帯主の口座に限定されますか。口座が本人名義であることの確認は必要ですか。

(答)

振り込み口座は世帯主の口座に限定はしない方向で検討中です。また、口座の確認は、通帳のコピー等を提示していただくことにより確認することを想定しています。

【その他】

問1 子育て応援特別手当は課税されますか。

(答)

子育て応援特別手当の所得税・個人住民税上の取扱いは、一時所得とされ、これには50万円の特別控除額があるため、他に一時所得がない場合には、一般的には課税所得は発生しないものと考えられます。

なお、定額給付金については、平成20年末にとりまとめられた与党税制改正大綱において、非課税とすることとされたところです。

問2 子育て応援特別手当は、生活保護の収入として認定されますか。

(答)

収入認定除外とする方向で検討中です。

問3 事務効率、住民利便の観点から、案内、申請書、支払いを定額給付金と一体的に処理することは可能ですか。

(答)

可能です。

平成21年1月29日現在

子育て応援特別手当Q&A（VER2）

目 次

【総論】

- 問1 市町村は特別会計を設置する必要はありますか。
- 問2 本手当の対象者を抽出する際、外国人登録原票の使用も目的内使用として認められると理解してよいですか。
- 問3 住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、国において給付対象者リストを作成し、市町村に配布できないか。

【支給対象者】

- 問1 世帯主が18歳以下の場合、第1子としてカウントしてもいいですか。
同一世帯に世帯主の子として18歳以下の子がいて、当該子の子が対象年齢の場合、第2子とカウントして支給することとなりますか。
- 問2 海外にいるものの、住民基本台帳において国内の住所を有する場合、住基上において要件を満たせば支給対象となりますか。
- 問3 第1子が海外にあり、その子を含めれば支給要件を満たす場合には支給対象となりますか。
- 問4 申請期限内に申請を行った後、海外に転出した場合は、支給対象となりますか。
- 問5 支給対象となる第2子以降の子が福祉施設に入所し、住民基本台帳を施設等に異動している場合は誰に支給するのですか。
他方、第1子が福祉施設に入所しており、第2子以降の子が親と同居している場合は支給対象となりますか。
- 問6 支給対象となる第2子以降の子が里親に養育され、住民基本台帳を里親の世帯に異動している場合は支給対象となりますか。
- 問7 少年院に入院している児童の取扱いはどうなりますか。
- 問8 基準日以降に、世帯分離等が生じて世帯主が変更した場合、あくまで基準日における世帯主に支給するのですか。
- 問9 基準日において、祖父が世帯主であったが、その後、父母とその子のみが転出してしまった場合、基準日当時の世帯主にそのまま支払ってよいですか。
- 問10 基準日以降に、世帯分離等が生じたことにより、子育て応援特別手当の支給要件を満たさなくなった場合は支給対象とならないのですか。
- 問11 離婚調停中であり、別居しており、事実上は、世帯主ではない配偶者が子を養育している場合、誰に支給するのですか。
- 問12 支給対象となる「世帯が異なるものの扶養している子」の申請者は、「世帯は別だが扶養している世帯主」と「子と同世帯であるが扶養していない世帯主」のどちらで

すか。

問 13 子と別居している場合など子育て応援特別手当の支給対象はどのような考え方に基づいて整理しているのか。

問 14 離婚した夫婦がいて、夫は10歳の子を扶養しながら妻が扶養している子の養育費を支払っており、妻はパートをしながら5歳と3歳の子を扶養して、それぞれが世帯主となっている場合、夫婦双方が当該手当の申請者となれるのですか。

問 15 基準日に世帯主であった者が、申請・支給日までに離婚等により子の扶養をしなくなった場合や、親権を争っている場合でも、当該世帯主に支給するのですか。

問 16 事実上の養子として養育されている場合は支給対象となりますか。

問 17 手当支給基礎児童のカウントについて、世帯が異なるものの扶養している子等を含むとありますが、これは、3歳から5歳の子が2人おり、離婚後それぞれが1人ずつ引き取った場合に、相互に第2子として受給できるということですか。

問 18 支給対象となる子が属する世帯の世帯主と実父母が居住する市町村とで、子育て応援特別手当の支給申請が重複して行われるおそれがありますが、市町村間においてどのような確認を行う必要がありますか。また、どちらの場合を優先して支払うこととなりますか。

問 19 父が子1人と同居、母が子2人と同居している場合

1. 父は17歳の子（第1子）と同居、母は5歳の子（第2子）、3歳の子（第3子）と同居の場合、

① 第1子の住民票を提示して、母の住所地で第2子、第3子の申請をするのですか。

② 別世帯の場合、申請者と児童の続柄は住民票の筆頭者で確認するのですか。

2. 父は5歳の子（第2子）と同居、母は17歳の子（第1子）、3歳の子（第3子）と同居の場合、

① 父は、第1子・第3子の住民票を提示して第2子の手当を申請するのですか。

② 母が第3子の手当を申請する際、第2子住民票は不要ですか。

③ 別居していても父母どちらかがまとめて申請できる場合、二重支給をどのようにして防ぐのですか。

問 20 第1子（7歳）がA市に、第2子（5歳）がB市に、第3子（3歳）がC市に住民票があり、それぞれの世帯主が父、母、祖父である場合、支給はどのようになりますか。なお、児童手当は生計の中心であるA市で3人分を受給しています。

問 21 DV被害者で別居している方については、加害者である配偶者等による住民基本台帳の写しの閲覧や住民票の写しの交付等が制限される支援措置を活用し、実際に居住する住所において住民登録をしていただくことを想定しているとのことだが、住民票を異動させるために住民票のある市町村に赴く必要があるのでは実際上異動しづらいのではないか。

【所得制限】

- 問 1 所得制限の下限額を1,800万円とした理由は何ですか。
- 問 2 所得制限の有無について、県内で統一した取り扱いとすることは問題ありませんか。
- 問 3 所得制限を設けることとした場合、平成21年所得が確定してから、子育て応援特別手当の支給を開始してもかまいませんか。
- 問 4 子育て応援特別手当について、所得制限により返還を求める場合、改めてお知らせを行う必要がありますか。
- 問 5 子育て応援特別手当の辞退を求める場合の「一定の考え方」とは何ですか。

【申請及び支給】

- 問 1 子育て応援特別手当の申請期限は、給付申請受付開始から3か月以内又は6か月以内のいずれとなるのか。
- 問 2 子育て応援特別手当の申請期間はどの時点をもって終了となるのか。また、複数の給付方式を採用する場合の取扱いはどうなるのか。
- 問 3 申請期限までに申請がなかった場合、辞退とみなして問題ありませんか。
- 問 4 申請期限までに申請がなかった場合、特段の対応の必要がありますか。また、その場合市町村に責任はありますか。
- 問 5 子育て応援特別手当の不支給に対して、住民は行政不服申立などを行うことができますか。
- 問 6 基準日以降に転出・転入が生じた場合、転出元の市町村、転出先の市町村のいずれが支給を行うのですか。
- 問 7 子育て応援特別手当の支給対象となる場合については、住民基本台帳により把握できない場合があり、個別の世帯に対し案内を行うことができない場合も想定されるが、このような場合、どのように対処すべきですか。
このような場合、申請期限後であっても給付を行うことが可能ですか。
- 問 8 住民基本台帳から抽出した結果に基づき、事前に対象となる世帯に案内をお送りしたが、当該案内が返戻されてきた場合、市町村として特段の対応をとる必要がありますか。
- 問 9 申請書にあらかじめ住基データから抽出した情報を印字し、署名、押印、口座情報の記入のみをしていただく方法でもかまいませんか。
- 問 10 振り込み口座は普通又は当座に限られますか。
- 問 11 支給対象者について児童手当の振り込み口座がある場合、原則として児童手当の振り込み口座に振り込むこととする取扱いは可能ですか。
- 問 12 定額給付金の方では、振り込み先口座を水道料金や税金の振替用に把握している口座とすることができるようですが、子育て応援特別手当も同様ですか。
また、水道の振替用口座をあらかじめ印字した申請書を世帯主に送付し、その口座のまま支給するか、別の口座に振り込むかを選択していただくような様式の申請書としても問題ありませんか。
- 問 13 郵便局への振り込みには対応する必要がありますか。
- 問 14 一つの申請で複数の振り込み口座（親の口座、子の口座への分割支給など）を指定

することは可能ですか。

問 15 定額小為替による支給を行ってもよいですか。

問 16 支給開始日を県内で統一する必要はありますか。

問 17 申請期間中の申請に対する払込完了の時期も市町村において決定してよいですか。

問 18 虚偽申請であったことが後に判明した場合は、返還を求めることとなりますか。

【支給台帳の管理】

問 1 第 1 子が学校の寄宿舎に入舎している場合など住民基本台帳から把握できないものの、子育て応援特別手当の支給対象となる場合には、申請があった段階で支給台帳に追記するということが構いませんか。

問 2 支給台帳等について、他の行政の実施を行うために子育て応援特別手当担当者以外の者が閲覧することは可能ですか。

【その他】

問 1 支給決定通知・支払い通知等を省略したいが、差し支えありませんか。

問 2 税務申告指導等を行う必要がありますか。

問 3 子育て応援特別手当は、児童手当の所得判定においてどのような取扱いとなりますか。

問 4 保育料滞納者等にも子育て応援特別手当は支給されますか。

問 5 子育て応援特別手当について、税金、保育料等の未納分への充当、差し押さえを行うことは可能ですか。

問 6 支給額を一般的に口座振込とした場合でも、保育料等を滞納している場合は、現金（窓口）支給とし、納入を呼びかけることができますか。

問 7 区分経理の適当な方法とはどのような対応が想定されていますか。

問 8 定額給付金支給事務と経費が区分されていれば、執行する予算科目に限定はないですか。

問 9 定額給付金と一体的に事務を行うことにより、事務費の区分が不明確になることが考えられますが、その場合の取扱いはどうなりますか。

問 10 年度を越えて支給する場合には、繰越明許の必要がありますが、その理由を教えてください。

問 11 いわゆる施越については認められるのか。

問 12 ①子育て応援特別手当の申請を辞退した者や②所得が一定額以上の方には支給しないとする市町村において支給されなかった者がいる場合、当該支給されなかった給付額の分は、市町村が自由に他の用途に使うことができるか。

問 13 金融機関への振込手数料は事務費の対象となるのか。また、全国統一の振込手数料を設定する予定はあるか。

問 14 各市町村の住民基本台帳に係るシステム等の改修プログラムについて、国で一括して作成をし、配布する方式はとれないか。

問 15 本事業について民間事業者への委託は可能ですか。また、その範囲はどの程度ですか。委託料は全額国負担となりますか。

【総論】

問1 市町村は特別会計を設置する必要はありますか。

(答)

経理が明確になれば、市町村において特別会計の設置をする必要は必ずしもありません。

問2 本手当の対象者を抽出する際、外国人登録原票の使用も目的内使用として認められると理解してよいですか。

(答)

住民基本台帳の利用については、住民基本台帳法第1条に「住民に関する事務の処理の基礎とする」と定められており、各市町村の個人情報保護条例の規定に関わらず住民基本台帳法第1条の規定により利用が可能です。

他方、同一市町村内における外国人登録原票の利用については、外国人登録法に上記の住民基本台帳法第1条に相当する規定がないため、その利用に当たっては、当該市町村の一般的な個人情報の取扱いによることとなります。したがって、各市町村の個人情報保護条例が外国人登録原票の情報の利用について個人情報保護審議会への諮問等の手続きを要求している場合には、この手続きを行うことが必要と考えられます。

問3 住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、国において給付対象者リストを作成し、市町村に配布できないか。

(答)

住民基本台帳ネットワークシステムで扱われる情報は、氏名、生年月日、性別、住所等の本人確認情報に限られ、世帯主や続柄の情報は含まれないため、世帯主を申請・受給者とし、世帯ごとに給付する今回の仕組みでは、活用できません。

また、住民基本台帳ネットワークの利用に関しては、住民基本台帳法により、情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的が限定されており、法律を改正しない限り、子育て応援特別手当に関して利用することは不可能です。

【支給対象者】

問1 世帯主が18歳以下の場合、第1子としてカウントしてもいいですか。
同一世帯に世帯主の子として18歳以下の子がいて、当該子の子が対象年齢の場合、第2子とカウントして支給することとなりますか。

(答)

ご指摘のような場合については、第1子としてカウントして差し支えありません。

問2 海外にいるものの、住民基本台帳において国内の住所を有する場合、住基上において要件を満たせば支給対象となりますか。

(答)

支給対象となります。

問3 第1子が海外におり、その子を含めれば支給要件を満たす場合には支給対象となりますか。

(答)

ご指摘のケースにおいて、子全てが医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合等は、子育て応援特別手当の支給対象となることもあり得ます。

問4 申請期限内に申請を行った後、海外に転出した場合は、支給対象となりますか。

(答)

支給対象となります。

問5 支給対象となる第2子以降の子が福祉施設に入所し、住民基本台帳を施設等に異動している場合は誰に支給するのですか。

他方、第1子が福祉施設に入所しており、第2子以降の子が親と同居している場合は支給対象となりますか。

(答)

前者のケースは、当該子に係る子育て費用につき措置費等の公費により賄われていることから支給対象となりません。

後者のケースについては、第2子以降の属する世帯主が医療保険被保険者証、措置決定通知書等を添付し、申請することで支給することとなります。

問6 支給対象となる第2子以降の子が里親に養育され、住民基本台帳を里親の世帯に異動している場合は支給対象となりますか。

(答)

ご指摘のようなケースは支給対象となりません。

問7 少年院に入院している児童の取扱いはどうなりますか。

(答)

少年院に入院している場合は、一般的に住民基本台帳の異動がないと考えられることから、住民基本台帳の情報に基づき、支給基礎児童に含めて差し支えありません。

問8 基準日以降に、世帯分離等が生じて世帯主が変更した場合、あくまで基準日における世帯主に支給するのですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問9 基準日において、祖父が世帯主であったが、その後、父母とその子のみが転出してしまった場合、基準日当時の世帯主にそのまま支払ってよいですか。

(答)

基準日における住民基本台帳の情報に基づき支給することとしていますので、ご指摘のとおりです。

問10 基準日以降に、世帯分離等が生じたことにより、子育て応援特別手当の支給要件を満たさなくなった場合は支給対象とならないのですか。

(答)

支給要件の判定は、基準日において判断していただくこととなりますので、ご指摘のような場合は、支給して差し支えありません。

問11 離婚調停中であり、別居しており、事実上は、世帯主ではない配偶者が子を養育している場合、誰に支給するのですか。

(答)

住民基本台帳上の世帯主に支給することとなります。

問12 支給対象となる「世帯が異なるものの扶養している子」の申請者は、「世帯は別だが扶養している世帯主」と「子と同世帯であるが扶養していない世帯主」のどちらですか。

(答)

子育て応援特別手当については、第2子以降の子が属する世帯の世帯主に支給することとなります。